

# 霊園墓地の設置及び管理に関する条例施行規則(抜粋)

(工事施工の申請等)

第 8 条 条例第 20 条第 1 項の規定により工事施工の申請をしようとする者は、区画墓地内工事施工申請書(様式第 7 号)に図面等を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その適否を審査し、相当と認めた場合は、区画墓地内工事許可書(様式第 8 号)を交付する。

3 条例第 20 条第 2 項の規定による検査を受けようとするときは、速やかに区画墓地内工事完了届(様式第 9 号)に完成写真を添えて市長に提出しなければならない。

別表第 1(里美地区の霊園については次ページ)

1 次の霊園における施設の高さは、次に掲げる範囲とする。

	盛土	囲障	墓碑	形象類	その他 工作物	樹木
瑞竜霊園 (規格墓地) 町屋霊園	—	—	2.0m	—	2.2m	1.8m
瑞竜霊園 (自由墓地)	0.5m	1.1m	2.8m	—	3.0m	2.2m
玉造霊園	0.3m	0.5m	2m	2m	1.8m	—
松平第一霊園 松平第二霊園 松平第三霊園 天下野第一霊園 天下野第二霊園	—	—	2m	—	2m	1.5m

2 次の霊園における設備は、次に掲げる範囲とする。

	墓碑	墓誌	線香台	供物台	塔婆立	燈ろう	花立	置石	物入	その他 工作物
瑞竜霊園 (規格墓地) 町屋霊園	1 個	1 個	1 個	1 個	1 個	1 対	1 対	1 個	1 個	2 個 以内
瑞竜霊園 (自由墓地)	1 個	1 個	1 個	1 個	1 個	1 対	1 対	1 個	1 個	5 個 以内
玉造霊園	1 個	1 個	2 個	1 個	1 個	1 対	2 対	1 個	1 個	2 個 以内

里川霊園、徳田霊園、小妻霊園、小中霊園、大中第一霊園、大中第二霊園、大中寺入霊園、折橋霊園及び大菅霊園における碑石の形状、大きさは次の規格に準ずるものとする。

